



「徳島県豊かな森林を守る条例に基づく届出制度の改正（案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、徳島県の豊かな森林を現在及び将来にわたって守り、引き継ぐことを目的として、「徳島県豊かな森林を守る条例」を制定し、森林の土地取引に関する事前届出制度等を運用しています。このたび、森林法に基づく所有者届出制度の国籍記載に係る改正を受けて、森林取得についての実態を円滑かつ正確に把握するため、条例に基づく事前届に国籍を追加する改正を行うとともに、あわせて届出を不要とする法人を追加するための「徳島県豊かな森林を守る条例施行規則改正（案）」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい制度にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和8年2月13日（金）～令和8年3月16日（月）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）



①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 農林水産部 林業振興課 森林企画担当

電話：088-621-2482 FAX：088-621-2861

メールアドレス：ringyoushinkouka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaiika@pref.tokushima.lg.jp



Q1 「徳島県豊かな森林を守る条例施行規則」ってどんな規則？

この規則は「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づき策定したものです。

同条例の目的に基づき徳島県の豊かな森林を現在及び将来にわたって守り、引き継ぐために、土地取引の事前届出制度の手続き等を定め、適正な森林管理を推進するための規則となります。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「『徳島県豊かな森林を守る条例』に基づく届出制度の改正（案）について」をご一読のうえ、修正や新たな記述が必要と思われる事項など具体的なご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 改正案については、別添資料を参照してください。）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、制度の改正にあたり十分検討させていただき、可能なものについては規定に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。